

鯖江市長 牧野 百男 殿

鯖江市監査委員 加 藤 一 邦

鯖江市監査委員 佐々木 勝 久

財政援助団体監査結果報告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき、財政援助団体監査を実施したので、同条第 9 項に規定する監査の結果を報告する。

記

第 1 監査の概要

- | | |
|---------------|--|
| 1 監査の種類 | 財政援助団体監査 |
| 2 監査対象 | 東陽スポーツクラブ
教育委員会生涯学習・スポーツ課（財政援助に関する事務の所管課） |
| 3 事前調査期間 | 令和元年 12 月 23 日から令和 2 年 1 月 16 日まで |
| 4 監査実施日 | 令和 2 年 1 月 16 日（木） |
| 5 監査対象年度 | 平成 30 年度 |
| 6 監査対象事項 | 補助金に係る出納その他の事務 |
| 7 監査の方法および着眼点 | |

監査の実施にあたっては、補助金に係る出納その他の事務の執行が、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかについて、次の項目を主な着眼点とし、関係資料の提出を求め、諸帳簿等について調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により実施した。

○所管部局関係

- (1) 補助金交付要綱は整備されているか。
- (2) 補助金等の交付目的および補助対象事業の内容は明確か。公益上の必要性は十分か。
- (3) 補助対象経費が明確になっているか。

- (4) 補助金等の効果および条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- (5) 補助金等交付団体への指導監督は適切に行なわれているか。

○補助団体関係

- (1) 監事監査が適正に実施されているか。
- (2) 事業は、計画および交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
- (3) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (4) 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。会計処理上の責任体制は確立されているか。

第2 監査対象の概要

1 財政援助団体の名称および代表者

名 称	東陽スポーツクラブ
代 表 者	会長 杉山 弘行

2 補助金の概要

補助金の名称	総合型スポーツクラブ育成事業補助金
補助金の額	1,800,000円（平成30年度）
補助金交付の目的	市内の総合型スポーツクラブ活動を支援することにより、生涯スポーツ振興を図る。

第3 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務の執行状況および所管課の財政援助団体に対する指導状況等について監査を実施した範囲において、一部の改善を要する事項を除き、適正に執行されていると認められた。なお、軽微な誤りについては、その都度是正を行った。東陽スポーツクラブおよび生涯学習・スポーツ課の監査の結果は次のとおりである。

1 指摘事項

【東陽スポーツクラブ】

(1) イベントに関する経費の計上方法について

イベントにかかった経費の総額から参加費を差し引いた額を支出額として計上しているが、参加費等収入は収入として、イベントにかかった経費は支出として、それぞれに全額計上すべきである。

(2) 切手等の管理について

受払簿で適正に管理されたい。

(3) 就業規則について

賃金は公費からの支出であるので、必要な規則はきちんと整備されたい。

【生涯学習・スポーツ課】

(4) 補助対象経費について

活動費として加盟クラブへ交付金を支出しているが、交付金は補助対象経費としてみるべきである。

2 意見

補助金は、客観的に当該支出が公益上必要であると認められるものでなければ支出することができないものである。

当該補助金については、その目的に従い執行されていたが、今後鯖江市の使用料改定による支出増や、少子化の影響でクラブ会員の減少を考えると、他のスポーツクラブとの合併や、事務局一元化など、更なる経費削減に努められたい。

主管課においては補助金実績報告をよく精査しながら、補助金が既得権とならないよう、指導・助言をお願いしたい。